

第2回 市川三郷町立小中学校適正規模・配置等検討委員会

令和6年7月23日(火) 午後7時から
市川三郷町役場本庁舎1階 大会議室

次 第

1 開 会

2 教 育 長 あ い さ つ

3 委 員 長 あ い さ つ

4 協 議

(1) 国・県における適正規模の考え方について P1～P5

※参考 峡南地区各町における適正規模について P6～P12

(2) 本町における適正規模を検討する際の課題について P13～P14

(3) その他

5 そ の 他

6 閉 会

資料

- ・ 峡南教育事務所管内令和6年度小・中学校児童・生徒数学級数・・・P12
- ・ 国・県における適正規模等に関する考え方一覧表・・・別添
- ・ 令和6年度学級編成表・・・別添
- ・ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引・・・別添
(文部科学省)
- ・ 小・中学校適正規模検討委員会報告書・・・別添
(山梨県小・中学校適正規模検討委員会)

※第3回検討委員会：令和6年9月24日(火)午後7時から、役場本庁舎大会議室

主な検討内容：本町における適正規模の考え方について

(1) 国・県における適正規模の考え方について

・学級編成における国・都道府県・市町村の関係

国	○学級編成の標準を設定 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律
都道府県	○国が定める標準を踏まえ、学級編成の基準を設定 ・山梨県公立小学校及び中学校の学級編成の基準等に関する規則
市町村	○都道府県が定める基準を踏まえ、学校の児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級を編成

・義務教育法、県規則による学級編成の基準の一覧（令和6年度現在）

校種	学級編成	国	県
小学校	単式学級	35人（1～5年まで） （令和7年度までに全学年35人）	25人（1～4年） 35人（5・6年） 単学級の場合は教員加配
	複式学級	隣り合った学年16人 （1年生を含む場合は8人）	隣り合った学年12人（第1学年は解消）飛び級は解消
中学校	単式学級	40人	35人
	複式学級	8人	解消

・学級数についての法令上の位置づけ

学校教育法施行規則

第41条（学級数）

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※ 同条の規定は第79条で中学校に準用

市町村教育委員会は上記の基準を基に、市町村の実情に応じ学級編成を決定する。

→学級編成を決定するのは市町村教育委員会となる。

国・県における適正規模等に関わる考え方について

少子化や市町村合併が進行し、小・中学校の規模や配置の見直しが行われていくなかで、国においては、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を平成27年1月に、山梨県においては、「小・中学校適正規模検討報告書（小規模小・中学校における望ましい教育環境確保のために）」を平成19年3月に発行している。

国の手引きについて（抜粋）

【望ましい学級数の考え方】・・・9ページ

- 小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上確保することが望ましいものと考えます。

【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】・・・11ページ

- 以上の考え方にに基づき、現行の学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合に、市町村において考え得る対応について、学級数を中心として大まかな目安として下記のように整理しました。
- 各市町村が学校規模の在り方等について検討するに当たっては、この目安に加え、学年学級の場合の学校規模、学校全体の児童生徒数、中長期的な児童生徒数の予測、児童生徒の学習状況、社会性やコミュニケーション能力、規範意識の育成の状況などを踏まえて総合的な判断を行うことが望まれます。

小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する規模。学校全体の児童数や指導方法にもよるが、一般

に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

中学校の場合

【1～2学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の生徒数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

【3学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課

題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

【4～5学級：全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の生徒数の予測等を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【6～8学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる環境】

おおむね、全学年でのクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置することが出来る学校規模。学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

山梨県、小・中学校適正規模検討報告書について（抜粋）

望ましい学校・学級規模・・・7ページ

〈小学校における望ましい学校・学級規模〉

○学校規模については、クラス替えの可能な12学級以上の規模が望ましい。

学校教育における集団での諸活動を効果的に行う観点から、

○学級規模については、20人程度以上の規模が望ましい。

適正規模を進めても、実現が困難な場合においても、

※複式学級を解消できる規模が望ましい。

〈中学校における望ましい学校・学級規模〉

○学校規模について、クラス替えの可能な6学級以上の規模が望ましい。

学校教育における集団での諸活動を効果的に行う観点から

○学級規模について、20人程度以上の規模が望ましい。

望ましい教育環境を実現していく上で、小・中学校の適正規模化が図られることが望まれるが、その際、設置者である市町村は、それぞれの地域の実情を踏まえながら、以下の点に十分配慮した対応が必要である。

(1) 通学区域の広域化

小・中学校の適正規模化に伴い、児童生徒の通学区域が広がることも考えられる。通学距離及び通学児童の児童生徒の心身に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響を十分検討し、配置することが必要である。

(2) 保護者や地域住民の理解と協力

小・中学校の望ましい規模の実現を図る上で、学校のもつ地域的意義等をも考えて、保護者をはじめ十分に地域住民の理解と協力を得て行うように努めることが必要である。

(3) 児童生徒への配慮

適正規模化にあたって、児童生徒はそれまでの人間関係に加えて、新たな人間関係づくり取り組むことが求められる。

また、学習環境の変化への対応もあり、学校生活に戸惑うことも予想されるので、環境変化による不適応への円滑な対応を図り、児童生徒に対するきめ細かな指導が行き届くよう、配慮する必要がある。

国の手引き及び県の報告書については、国手引の9ページに「飽くまでも各市町村における主体的な検討の参考資料として利用することが望まれます」と記載されているとおり、市町村が主体的に決定していくための参考であることに留意。

参考 峡南各町の適正規模の考え方について

身延町、南部町、富士川町の適正規模の考え方について、各町の答申書等から抜粋

身延町

身延町立小・中学校の適正規模・適正配置等について（答申） 平成20年8月

町立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

学校は、教科の学習はもとより、運動会や学園祭などの各種の行事、部活動等の教育活動を、多業的、また、効果的に展開するためには、一定規模の集団を確保することが求められる。

本審議会においては、このことを確認したうえで、一定規模の集団の中での教育活動を展開するため、他市町村の先進事例や山梨県小・中学校適正規模検討委員会報告書を参考に、本町の実情を考慮しつつ検討を重ね、次のとおり適正規模・適正配置に関する基本的な考え方を取りまとめた。

（1）小学校における適正規模

- 学校規模については、クラス替えの可能な12学級以上の規模
 - 学級規模については、1学級20人以上の規模
- また、実現が困難な場合においても、複式学級が解消出来る規模

（2）中学校における適正規模

- 学校規模については、クラス替えの可能な6学級以上の規模
- 学級規模においては、1学級20人以上の規模

（3）適正配置に関する基本的な考え方

上記の適正規模を実現するため、以下の方法により適正配置を行う。

- 学校の統合
- 通学区域の見直し

身延町立小中学校後期統合計画 平成25年3月

学校の適正規模・適正配置の基準

後期計画は、学校の適正規模・適正配置について、今までの経緯等を踏まえています

が、学校の「適正規模」とは教育課程を適切に実施するために、学校として最低限必要であろう規模であると捉え、次のとおり基準を定めました。

(1) 小学校

ア 学年規模

理想は、クラス替えが可能であるよう各学年2学級以上、全学年では12学級以上とすることですが、現状では管内7小学校全てを統合し1校としなければ叶いません。すると、本町の広範かつ地形的な要因により、通学する児童の負担が大きいという問題が生じます。したがって、今まで同様に各学年1学級以上であることは止むを得ないものとしします。

イ 学級編成

学級編成に際して実際に運用しているのは山梨県の「はぐくみプラン」という基準ですが、国では学級編成については1学級40人を標準としています。つまり、40人を超えると2学級となります。

しかし、本町では全体の児童数の関係から統合後の小学校で1学年41人以上を確保することは困難なので、柔軟な学級編成に努めるものとしします。

ウ 学級数

答申及び前期計画では最終的に町内2校とすることを目標としましたが、これまでにいただいたご意見や統合後の学区の決定、通学方法そして前期イの学級編成などの問題を考慮した結果、町内全体で北部、中部、南部で各1校とする3校を適正配置とします。

(2) 中学校

ア 学年規模

授業時数の多い教科で複数の教育を、実技系教科には専任教員を配置し充実した指導を行うために、また、クラス替えが可能となるよう各学年は2学級以上とし、全学年でも6学級以上とします。

イ 学級編成

学級編成については将来的に1学級35人まで制度が緩和される余地はありますが、現状では国は1学級40人を標準としています。学年規模で目標とした2学級を実現するには、学年全体が41人以上でなければなりません。したがって、各学年とも2学級以上の編成が可能となるように取り組みます。

ウ 学校数

仮に1校に統合したとしても、平成29年度は、学級編成に関する国の基準によると各学年2学級となり、以降も同様に推移することとなります。

したがって、教科においては一定の集団内で競い合うことで生徒個々の習熟の向上が図られ、また、学校行事、部活動などでも個性のある多様な集団が形成されるよう、中学校は1校を配置するものとします。

(3) 適正配置に関する基本的な考え方

上記の適正規模を実現するため、以下の方法により適正配置を行う。

○学校の統合

○通学区域の見直し

町立小・中学校の通学区域について

(1) 通学距離、通学時間及び通学手段

適正規模による学校配置を実施した場合、通学において児童生徒に大きな負担をかけることになる。そこで、児童生徒への負担を最小限にとどめるため、路線バス・スクールバスを活用する。また、現在町において計画が進められている、デマンド交通システムの活用も併せて検討する。さらに、これらの方法による通学が困難な地域においては、家庭への費用負担を軽減するため、通学費補助について検討する。

(2) 通学路の安全確保

適正規模による学校配置を実施した場合、児童生徒の通学路の安全を確保する必要がある。

このため、必要に応じて横断歩道、信号機、防犯灯の設置、安全指導體制の確立、鳥獣による被害対策を講じる。

南部町

南部町立小学校適正規模等に関する答申 平成27年12月

小学校の適正規模・適正配置の具体的方策

(1) 具体的方策の視点

① 教育的観点から考えると、今後の教育においては、一方向・一斉型の授業だけでなく、子供たちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など、協働的な学習を通じて、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められている。しかし、小規模校においては学級の児童生徒数が余りにも少ない場合は、班行動やグループ分けのパターンや、協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じることから、こうした新たな時代に求められる教育活動を充実させることが困難になると考えた。

② 学校適正規模の背景として少子化の進展が挙げられているが、地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯あたりの子供の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子供の社会的育成機能が弱まっているため、学校が小規模であることに伴う課題がかつてよりも一層顕在化しているとの指摘がある。地域住民の意識調査の中にも、小規模校でありすぎることに対する危惧が散見される。一方、「近くに学校のない場所にわざわざ住もうと考える親はいない。だから学校を残し地域の衰退に歯止めをかける」という意見もあるが、いくら学校があっても、小規模でありすぎることにより、町内に留まることなく町外へ出て行ってしまう保護者がいることにも配慮した。

③ 今回の住民の意識調査によれば、「統合すべき」と回答した町民は60.4%に上り、前回答申の際の50.1%を上回り、「存続すべき」の20.6%は前回の30.6%を下回った。また、万沢地区だけをみても、前回は「統合すべき」35.1%、「存続すべき」48.6%であったのが、「統合すべき」は48.8%、「存続すべき」31.7%と逆転している。これらのアンケート結果を重視する必要がある。

(2) 小学校の適正規模・適正配置の具体的方策

検討委員会では、前述の観点から本町の望ましい適正規模・適正配置の具体的方策について次のように考えた。

① 適正配置については、旧町を基本とし、万沢小学校と富河小学校をAグループ、栄小学校と睦合小学校をBグループに分け検討する。

② Aグループについて、万沢小学校は、複式学級を含む過小規模校となっており、また平成30年度に欠学年が発生する見込みであることから、富河小学校との統廃合について、2校の保護者及びそれぞれの地域住民に十分説明をし、理解を得た上で推進することが望ましい。

③ Bグループについては、睦合小学校・栄小学校はともに児童数の減少が見込まれ、特に栄小学校は既に1学年10人以下の学年が発生し、小規模化が進行している。今後将来的な児童数を踏まえて統廃合の検討を行う必要がある。

④ 統廃合の通学区域の在り方について、現状では、旧村・旧町単位の通学区域が定着していることから、Aグループについては、通学区域の在り方は変更しないこととし、Bグループについては、通学距離の増大が予想される場合もあることから、通学区域の在り方を見直すことも考えられる。

富士川町

富士川町立小・中学校の適正規模・配置についての答申書 平成25年3月

4. 本町の学校規模の適正規模・配置

小学校の規模については、全校で12～18学級が望ましいとしているが、現状ではそれを下回る学校が5校中4校である。地域の実情等を踏まえ、最小限の規模としては、集団学習による教育効果を上げるとともに、豊かな人間性・社会性が育まれる教育環境を担保する必要がある。児童の適正に応じた過小規模校も必要であることを考慮しつつ、1学年1学級を適正規模の下限と考え、複式学級を持つ6学級未満の過小規模校について統廃合の検討を進める必要があると考える。このことから、増穂西小学校、増穂南小学校及び鯉沢中部小学校においては、入学児童や在校児童の推移により統廃合を検討する。ただし、増穂南小学校については、過小規模校であるが、二桁以上の在校児童が見込めることから、当分の間は継続することとし、今後の児童数の推移により再度検討する。

中学校においては、当分の間は現状での配置を継続する。

富士川町小中学校のあり方検討会について 平成31年2月22日

(3) 富士川町における望ましい学校規模・適正配置

①学校の適正規模

小規模であることのメリットを最大限に生かし、デメリットを緩和していくことも考えられるが、本町としての望ましい学校の適正規模については、小学校においては地理的要因や地域の特性を考慮し、また中学校においては協調性や社会性を育む必要性があることから次のとおりとした。

〈小学校〉 1学年1学級以上が望ましい。

〈中学校〉 1学年2学級以上が望ましい。

②学校の適正配置

本町の小中学校においては、国が示す適正な通学距離の範囲内にあり、また遠距離通学者に対してはスクールバスを運行していることから、学校の適正配置については、次のとおりとした。

〈小学校〉 概ね4km以内が望ましい。

〈中学校〉 概ね6km以内が望ましい

(4) 学校の適正規模・適正配置に関する方針

①小学校

増穂小学校及び鯉沢小学校は、地域性や通学距離・時間を考慮し、継続配置し、それぞれの特性を生かし、子どもたちにとってより良い教育活動を推進していくことが望ましい。

増穂南小学校は、少人数教育を必要とする児童のため継続配置し、地域と一体化したコミュニティスクールとして、更なる教育活動を推進していくことが望ましい。

②中学校

中学校においては、多様な人間関係を築きながら切磋琢磨し、協調性や社会性を育む機会が確保できる教育環境を整備する必要があることから、増穂中学校と鯉沢中学校を再編（統合）し、両校の歴史や伝統を併せ持つ新たな学校として設置することが望ましい。

令和6年度

峡南地区(小学校) 学校別児童数・学級数(含む特別支援)

		1年		2年		3年		4年		5年		6年	
	学校名	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1	上野小	20	1	32	1	16	1	27	1	23	1	12	1
2	大塚小	8	1	7	1	5	複	3	1	3	複	6	1
3	市川小	40	2	55	3	45	2	61	3	53	2	54	2
4	市川南小	8	1	8	1	6	1	6	複	6	1	6	複
5	市川東小	2	1	2	1	0	0	2	1	2	1	1	複
6	六郷小	4	1	10	1	16	1	19	1	15	1	17	1
7	増穂小	73	3	71	3	74	3	76	3	100	3	59	2
8	増穂南小	3	1	5	1	2	1	5	複	2	1	2	複
9	諏沢小	13	1	18	1	13	1	16	1	14	1	11	1
10	早川南小	6	1	1	1	3	複	3	1	1	複	4	1
11	早川北小	0	0	1	1	1	複	2	1	1	複	4	1
12	身延清稜小	6	1	5	1	5	複	10	1	8	1	4	複
13	下山小	12	1	17	1	14	1	18	1	14	1	10	1
14	身延小	12	1	26	1	12	1	23	1	15	1	24	1
15	増合小	12	1	15	1	18	1	16	1	14	1	12	1
16	栄小	8	1	3	1	5	複	5	1	11	1	7	1
17	富沢小	10	1	15	1	16	1	16	1	10	1	16	1
峡南合計		237	19	291	21	251	13	308	19	292	17	249	15

令和6年度 峡南地区(中学校) 学校別児童数・学級数(含む特別支援)

		1年		2年		3年	
	学校名	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	三珠中	23	1	15	1	27	1
2	市川中	37	2	58	2	43	2
3	市川南中	6	1	3	1	12	1
4	六郷中	19	1	24	1	13	1
5	増穂中	90	3	97	3	95	3
6	諏沢中	15	1	15	1	22	1
7	早川中	7	1	2	1	7	1
8	身延中	54	2	44	2	58	2
9	南部中	41	2	42	2	50	2
峡南合計		292	14	300	14	327	14

(2) 本町での適正規模を検討する際の留意事項について

主に第1回検討委員会での各学校での課題、5・6月に実施した学校訪問時の意見から抜粋、

小学校における留意事項

- ・縦割り班活動、音楽活動等をとおしての異学年交流。
- ・一人一人の状況を把握しやすく個々に対応した指導ができる。
- ・25人学級のため指導しやすい。
- ・児童の人数が少ないため、いろいろな場面で、活躍の場を設けやすい。
- ・保護者、地域の方が協力的であり、地域に根差した教育活動を行うことができる。
- ・小中連携に取り組んでる。
- ・複数の小学校で複式学級が生じ、今後も複式学級が生じる見込みである。
- ・複式学級の解消に、町単講師等の配置で解消に努めているが、教員不足が顕著である。
- ・クラス替えができないことによる友人関係の固定化、関係が悪くなってしまった時の逃げ場がない、関係の再構築が困難。
- ・多様な意見や考えに触れることができる環境の整備が必要。
- ・様々な課題を持つ児童の増加、支援の人的配置の不足。
- ・男女のバランスが悪い学年が生じてしまう。
- ・運動会などの行事の活動の制約。
- ・小規模にあたる学校で教職員数にゆとりがなく、一人の教師が担当している分掌が多くなる。
- ・教職員の欠員により、子どもたちへの指導が手厚くできない。

中学校における留意事項

- ・縦割り班の活動を活発に行っており、上級生と下級生の関係が大変良好である。
- ・小学校との連携に取り組んでいる。
- ・生徒数が少ないので生徒一人一人に目が行き届き、個に応じた資料ができる。
- ・学年の枠を超え、学校全体で一人一人の生徒に寄り添った指導ができる。
- ・主体的に取り組む学習・家庭学習への取組の工夫。
- ・地域活動の参加。
- ・生徒の人間関係の固定化。
- ・学び合いを進める上で、多様な考えに触れさせたいが、少人数のため意見の交流が困難となる。
- ・切磋琢磨できる機会の制限。
- ・行事において活動の幅が狭まってしまう。
- ・部活動が選択できない。
- ・生徒数の減少による教職委員定数の減少により、きめ細やかな授業実施の体制や従来

の活動の維持が困難。

- ・本町の小・中学校においては、市川小、市川中学校以外では、各学年1クラスであったり、小学校においては、複式学級の基準となる学校が生じていることから、小規模校での課題が顕著である。
- ・小規模であるがゆえに、個々の児童・生徒の状況についてきめ細やかに対応できたり、活躍の場を設けたりする機会が多くなったり、学年の枠を超えた活動が活発にできるというメリットがある。
- ・他方で、クラス替えができないことによる人間関係の固定化や多様な意見や考え方に触れることが少ない、運動会や学園祭等の行事や部活動の制限等がデメリットとしてあげられている。

上記のような本町の実情、学校教育の果たす役割、質の高い学校教育の実現のための教育環境等を検討するなかで、適正規模・配置について意見集約していく。

